



島原半島ユネスコ世界ジオパーク サポーター制度要項

個人向け

(名 称)

第1条 本制度の目的に賛同し、要件を満たした個人を島原半島ユネスコ世界ジオパークサポーター(以下「サポーター」という。)と称する。

(目 的)

第2条 島原半島ユネスコ世界ジオパーク(以下「ジオパーク」という。)において、ジオパークを活用し、持続可能な地域社会の実現に向けて活動することを目的とする。

(主な活動内容)

第3条 持続可能な地域社会の実現に向けてサポーターは、次の活動を行う。

- (1) ジオパークの趣旨を理解し、愉しむ。また、口コミやSNS等で、ジオパークの魅力や楽しみ方を広める。
- (2) ジオパークを活用し、地域に経済効果をもたらす。
- (3) 島原半島ジオパーク協議会事務局(以下「協議会事務局」という。)が主催するイベントに積極的に参加する。

(登 録)

第4条 個人サポーターは、登録届を提出後、「島原半島ユネスコ世界 GP サポーターカード」の発行をもって登録とする。

(入会金及び会費)

第5条 入会金 500円、年会費無料とする。

(期 間)

第6条 登録の期間は、本制度施行期間中、永久会員とする。

(特 典)

第7条 個人サポーターには次の特典を与える。



- (1) ジオパーク サポーター店での特典利用。
- (2) 協議会事務局が主催する有料イベントの参加費割引
- (3) 協議会事務局主催の関連イベントおよび研修の案内。
- (4) 協議会事務局、3市、長崎県のホームページおよび Facebook などサポーター活動を PR。

(変更・辞退)

第8条 登録情報の変更の場合は、登録変更届、登録辞退の場合は、登録辞退届を提出するものとする。

(その他)

第9条 ジオパークの趣旨に反する行為が認められた場合は、登録取消とする。

本要項は、令和2年4月1日より施行する。



島原半島ユネスコ世界ジオパーク

「島原半島ユネスコ世界 GP サポーターカード」 交付要項

■ (名 称)

第1条 本制度の目的に賛同し登録した個人に対し発行する登録証を「島原半島ユネスコ世界 GP サポーターカード」(以下「サポーターカード」という。)と称する。

■ (目 的)

第2条 個人サポーターへサポーターカードを交付し、島原半島ユネスコ世界ジオパーク(以下「ジオパーク」という。)において、ジオパークを活用し地域に経済効果をもたらすこと。

■ (会 費)

第3条 年会費は無料とする。

■ (有効期間)

第4条 有効期間は無期限とする。

■ (利 用)

第5条 サポーターカードを島原半島ジオパーク協議会が指定するサポーター店で提示すると、特典を受けることができる。(特典内容はサポーター店により異なるため別途記載)。次の1～4号の利用1回に対し、GP スタンプ1個を押印する。5号については、GP スタンプを2個押印する。また、GP スタンプ5個(うち「ジオ空教室」スタンプ2個必須)取得ごとに、第6条に定める特典が受けられる。なお、サポーターカードが満杯になった場合は、新たなサポーターカードを発行する。スタンプ対象は、次に定めるものとする

- (1) 島原半島ジオパーク協議会事務局(以下「協議会事務局」という。)主催「ジオ空教室」への参加
- (2) 協議会事務局主催のイベントへの参加
- (3) がまだすドーム「こどもジオパーク」利用
- (4) がまだすドーム有料ゾーン利用
- (5) 島原半島ユネスコ世界ジオパーク検定合格(検定実施年のみ対象)



■ (特 典)

第6条 ジオパークのオリジナルグッズを提供する。

■ (その他免責事項)

第7条 協議会事務局は、以下の場合に一時的に本制度の提供を停止、中止、中断等の措置を行うことができる。これにより個人サポーターが本制度の全部又は一部を利用せず、個人サポーターに損害が生じた場合においても、協議会事務局は当該損害についていかなる責任も負わないものとする。

- 2 天災地変、自然災害等の不可抗力により本制度の運営が出来なくなった場合。
- 3 個人サポーターが本制度を利用することにより、他のサポーターまたは第三者に対して損害等を与えた場合には、個人サポーターは自己の責任と費用において解決し、協議会事務局には責任を負わないものとする。